

茨城県医療審議会運営要領

第1条 この要領は、茨城県医療審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び会長代理）

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者（「会長代理」という。）が、その職務を行う。

（招 集）

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び会議に付すべき事項を委員に通知するものとする。

（会 議）

第4条 審議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 やむを得ない事由により審議会に出席できない委員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって他の委員に委任し、議決に加わることができる。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第5条 審議会には、専門委員を置くことができる。

（部 会）

第6条 審議会に医療法人部会及び保健医療計画部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

- 2 部会には、部会のみに参加する専門委員を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名するものとする。
- 4 第2条、第3条及び第4条の規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（医療法人部会）

第7条 医療法人部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

なお、医療法人部会における決議は、これを審議会の決議とする。ただし、部会長が必要あると認めるときは、審議会に付するものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項の規定により社会医療法人を認定し、又は認定しない処分
- (2) 法第45条第1項の規定により医療法人の設立を認可し、又は認可しない処分
- (3) 法第55条第6項の規定により医療法人の解散を認可し、又は認可しない処分
- (4) 法第57条第5項の規定により医療法人の合併を認可し、又は認可しない処分
- (5) 法第64条第2項の規定により医療法人の業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告すること。

- (6) 法第64条の2第1項の規定により社会医療法人の認定を取り消す処分
- (7) 法第66条第1項の規定により医療法人の設立の認可を取り消す処分

(保健医療計画部会)

第8条 保健医療計画部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

なお、第1号から第3号までについては部会の決議を審議会の決議とし、第4号から第12号までについては部会の調査審議を経て審議会で決議する。

- (1) 法第4条第1項の規定により地域医療支援病院を承認し、又は承認しない処分
- (2) 法第29条第3項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消す処分
- (3) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第4号までの規定により診療所の病床設置の届出を承認し、又は承認しない処分
- (4) 法第7条の2第1項若しくは第2項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設許可若しくは変更許可を与えない処分又は第3項の規定により措置をとるべきことを命令する処分
- (5) 法第27条の2第1項の規定により条件に従うべきことを勧告すること。
- (6) 法第27条の2第2項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命令する処分
- (7) 法第30条の4第1項の規定による保健医療計画の策定又は法第30条の6の規定による保健医療計画の変更
- (8) 法第30条の11の規定により病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告すること。
- (9) 法第30条の12第2項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (10) 法第30条の15第6項又は第7項の規定により必要な措置をとるべきことを命令し、又は要請すること。
- (11) 法第30条の16第1項又は第2項の規定により必要な措置をとるべきことを指示し、又は要請すること。
- (12) 法第30条の17第1項の規定により措置を講ずべきことを勧告すること。

(会議の公開等)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

- 2 会議録は、原則として公開とする。ただし、前項ただし書きの規定により非公開とした会議の会議録については、非公開とする。

(傍聴人)

第10条 審議会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、審議会の受付で住所、氏名等を記載して入場するものとし、入場した後は、会長の指示に従うものとする。

- 2 傍聴人は静粛を旨とし、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為は行わないものとする。
- 3 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場を命ずることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができるものとする。

(会議録)

第11条 会議の議事については、会議録を作成し、会長及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

- 2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、保健福祉部厚生総務課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、昭和62年5月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年7月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年11月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年7月5日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 茨城県保健医療推進協議会等設置要綱は、廃止する。

付 則

この要領は、平成22年12月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年5月22日から施行する。